会長		担当理事		会計	

日医発第1355号(地域)
令和4年10月12日

都道府県医師会
担当理事殿　殿

公益社団法人日本医師会副会長
角田　徹
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&A」の改定について(その3)

今般、厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課の連名で都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がありました。

電話や情報通信機器を用いた診療に係るQ&Aにつきましては、「「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&A」の改定について(その2)」(令和4年4月13日付、日医発第127号(地域)(健Ⅱ)(技術))においてご案内しております

本事務連絡は、Q4で、オンライン服薬指導に係る時限的・特例的な取扱いに関して、これまで個別に発出されていた事務連絡が「オンライン服薬指導関係の実施要領について」(令和4年9月30日付厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)に取りまとめられたことに伴う記載の変更、並びに、Q15で、「処方箋の取扱いについて、患者が、薬局において電話や情報通信機器による服薬指導を希望していたが対面による服薬指導に切り替えた場合、または電話診療・オンライン診療を実施したために、処方箋を即時に手交できず、その後に対面による服薬指導を受ける場合、処方箋の備考欄に「0410対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付することが可能か」との問いに対し、可能であることをお示しするものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会等や関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

参加八潮医師会
収受
4.10.13
第762号

事　務　連　絡
令和４年９月30日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するＱ＆Ａ」の改定について（その３）

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに事務連絡を発出しましたので、御了知いただくとともに 貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

写

事　務　連　絡
令和４年９月30日

各　都道府県
保健所設置市
特別区　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するＱ＆Ａ」の改定について（その３）

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するＱ＆Ａについては、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するＱ＆Ａについて」（令和２年５月１日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「Ｑ＆Ａ」という。）により周知し、「「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するＱ＆Ａ」の改定について」（令和３年６月４日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）及び「「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するＱ＆Ａ」の改定について（その２）」（令和４年３月31日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）により改定したところです。

今般、Ｑ＆Ａを別添のとおり改定しましたので、これを御了知の上、関係機関、関係団体等に周知していただくようお願いいたします。

なお、改定箇所については、別紙をご参照ください。

以上

別添

※　以下、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和２年４月 10 日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を単に「事務連絡」という。

＜全体＞

Ｑ１　事務連絡による時限的・特例的な取扱いは新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間とされているが、具体的にはどのような状態を収束と呼ぶのか。

Ａ１　新型コロナウイルス感染症の感染の収束の定義については、今後専門家も交えて議論が必要であるが、事務連絡による時限的・特例的な取扱いの趣旨を踏まえると、院内感染のリスクが低減され、患者が安心して医療機関の外来を受診できる頃が想定される。

Ｑ２　新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間に行う全ての診療について、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の適用が除外されるのか。

Ａ２　事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応であるため、原則、既に指針に基づくオンライン診療を行っていた患者に対しては、指針の内容を遵守し、診療を行うこと。

Ｑ３　情報通信機器を用いた診療を行う場合、どのような通信環境において、実施すべきか。

Ａ３　情報通信機器を用いた診療を行う場合の通信環境に関しては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」Ｖ２．（５）通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）を参考にして、情報セキュリティやプライバシーに配慮すること。

Ｑ４　「オンライン服薬指導関係の実施要領について」（令和４年９月 30 日付け薬生発 0930 第１号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）が示されているところであるが、事務連絡による時限的・特例的な取扱いは継続されるのか。

Ａ４　事務連絡による時限的・特例的な取扱いは新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間とされており、Ａ１に示すとおり、引き続き継続される。

＜患者・医療機関＞

Ｑ５　なぜ麻薬や向精神薬は処方できないのか。

Ａ５　麻薬及び向精神薬については、濫用等のおそれがあることから、麻薬及び向精神薬取締法によりその取扱いについて厳格に規制されているところ。この点、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合は、患者のなりすましや虚偽の申告による濫用・転売の防止が困難であることを考慮し、麻薬及び向精神薬取締法に指定する麻薬及び向精神薬の処方はその対象から除外することとした。

Ｑ６　初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施において、診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握できない場合、なぜ処方日数は７日間を上限とされているのか。

Ａ６　電話や情報通信機器を用いた診療においては、患者の基礎疾患の情報等の診断に必要な情報が十分に得られないことが多いと予想されるため、処方医による一定の診察頻度を確保して患者の観察を十分に行う必要があるという観点から、処方日数については７日間を上限とした。

Ｑ７－１　初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施において、診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握できない場合、なぜ診療報酬における薬剤管理指導料「１」の対象となる薬剤の処方はできないのか。

Ａ７－１　電話や情報通信機器を用いた診療においては、患者の基礎疾患の情報等の診断に必要な情報が十分に得られないことが多いと予想されるため、診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握出来ない場合には、副作用等のリスクが高いと想定される上記医薬品の処方はその対象から除外することとした。

Ｑ７－２　新型コロナウイルス感染症患者への緊急的な診療が必要な場合に、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施において、患者の基礎疾患の情報が把握できない場合であっても、患者のそばに訪問看護師が居合わせており、当該看護師から情報を得た上で診療する場合は、診療報酬における薬剤管理指導料「１」の対象となる薬剤の処方はできないのか。

Ａ７－２　患者の基礎疾患の情報等のない初診で薬剤管理指導料「１」の対象となる薬剤の処方を実施する場合は、対面診療によることが原則である。ただし、Ｑ６－２の場面で、対面診療を実施することができない場合には、看護師を患者の側で当該電話や情報通信機器を用いた診療に同席させ、当該看護師への指示等を通じて処方が必要と医師が判断した場合は、対面診療を含めて必要なフォローアップを行うことを前提に、当該薬剤のうち緊急的に必要な薬剤の処方を実施して差し支えない。

Q８　「初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない」場合とは具体的にどのような場合か。

Ａ８　できるだけ早期の処置や服薬が必要であると医師が判断した場合、診断にあたって検査が必須となる場合等が考えられる。また、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が可能であるかの判断は、個別具体的に医師の責任の下で行われるものであるが、電話や情報通信機器を用いた診療は症状が出現し、電話やオンラインによる診療の予約をしてから診察までに時間を要することが予想されること、重篤な症状でなくても緊急的な処置や治療が必要なことがあること（軽い胸痛や突然の頭痛等）や触診や聴診を行うことが困難であること等に鑑み、電話や情報通信機器を用いた診療には適していない症状をあらかじめ示しておくか、電話による予約などにおいて確認しておくことが望ましい。

Q９　１．（２）①アにおいて、「説明に当たっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年３月厚生労働省策定。以下「指針」という。）Ⅴの１．（１）に定める説明や同意に関する内容を参照すること」とされていますが、Ⅴの１．（１）には医師と患者が相互に信頼関係を構築したうえでセキュリティ対策を含めた「診療計画」を定めて診療を行うと記載されております。「診療計画」の作成が必要でしょうか。

Ａ９　初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合に、「診療計画」に定める事項も参考にした上で、医師から患者に対して十分な説明や合意を求めるものであり、必ずしも「診療計画」の策定を求めるものではない。

＜患者＞

Q10　本人確認は事務連絡における内容で対応しきれるのか。また医師のなりすましが横行するのではないか。

Ａ10　視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合、医師については顔写真付きの身分証明書により本人確認を行うこと、また医師の資格を有していることを証明すること。なお、都道府県において不適切な事例の報告があった際には当該医療機関を管轄する貴管下の保健所に対し、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられず、医師法第 17 条違反が疑われる悪質な場合においては、刑事訴訟法第 239 条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図ること。

Q11　70 歳以上の患者の窓口負担割合については、どのように確認を行うのか。また、国民健康保険の被保険者については、被保険者資格証明書を交付されている場合もあるが、どのように本人確認や窓口負担割合の確認を行うのか。

A11　被保険者証による本人確認に加え、70歳以上の患者については、高齢受給者証についても確認を行うこと。また、国民健康保険の被保険者のうち、被保険者資格証明書の交付を受けている患者については、被保険者証による本人確認に代えて、被保険者資格証明書による本人確認を行うこと。

＜医療機関＞

Q12　電話や情報通信機器等による診療を受けられる医療機関を取りまとめて公表することとしているが、公表されている医療機関以外は事務連絡に基づく診療を実施できないのか。

A12　事務連絡においては、電話や情報通信機器を用いた診療を希望する国民・患者のアクセスを確保する観点から、実施機関を取りまとめて公表することとしているところ。公表されている医療機関以外においては、事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施する際は、速やかに報告をすること。なお、厚生労働省では、報告に基づき、今後の検証を行う予定である。

Q13　自由診療の場合、都道府県に対する実施状況の報告は行わなくても良いのか。

A13　事務連絡１（５）の実施状況の報告は、保険診療に限らず、自由診療についても行うこと。

Q14　診療後、領収証及び明細書の交付は、どのように行う必要があるか。

A14　保険医療機関においては、保険医療機関及び保険医療養担当規則において、領収証及び明細書を無償で交付する義務があるため、後日、ファクシミリ、電子メール又は郵送等により領収証及び明細書を無償で送付する必要がある。自由診療においても上記に準じて対応すること。

Q15　処方箋の取扱いについて、患者が、薬局において電話や情報通信機器による服薬指導を希望していたが、対面による服薬指導に切り替えた場合又は電話や情報通信機器を用いた診療のために患者に対し処方箋を即時に手交できず、その後対面による服薬指導を受ける場合、処方箋の備考欄に「0410対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付することが可能か。

A15　可能である。

＜都道府県＞

Q16　なぜ都道府県では、医務主管課と薬務主管課が連携する必要があるのか。また、各都道府県においては具体的に何を議論するのか。

A16　事務連絡１（５）の実施状況の報告については、医療機関のみに対して求めて

いるところ、事務連絡による対応の実績や地域との連携状況についての評価を行うに当たっては、患者が薬局において電話や情報通信機器による服薬指導等を希望した場合にどのように服薬指導等や薬剤の配送が行われたかについても把握する必要があるため、薬務主管課との連携を求めるもの。なお、事務連絡による対応期間内の検証の具体的な方法については、別途事務連絡を発出予定である。

別紙

新旧対照表

○新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するＱ＆Ａ

（令和２年５月１日付事務連絡。令和４年９月30日最終改正）

※下線部が改定箇所

新	旧
Ｑ１～Ｑ３　（略）	Ｑ１～Ｑ14　（略）
Ａ１～Ａ３　（略）	Ａ１～Ａ14　（略）
Ｑ４　「オンライン服薬指導関係の実施要領について」（令和４年９月30日付け薬生発0930第１号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）が示されているところであるが、事務連絡による時限的・特例的な取扱いは継続されるのか。	Ｑ４　「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第65号）」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（オンライン服薬指導関係）」（令和４年３月31日付け薬生発0331第17号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）が示され、同日から施行されたところであるが、事務連絡による時限的・特例的な取扱いは継続されるのか。
Ａ４　事務連絡による時限的・特例的な取扱いは新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間とされており、Ａ１に示すとおり、引き続き継続される。	Ａ４　事務連絡による時限的・特例的な取扱いは新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間とされており、Ａ１に示すとおり、引き続き継続される。
Ｑ５～Ｑ14　（略）	Ｑ５～Ｑ14　（略）
Ａ５～Ａ14　（略）	Ａ５～Ａ14　（略）
Ｑ15　処方箋の取扱いについて、患者が、薬局において電話や情報通信機器による服薬指導を希望していたが、対面による服薬指導に切り替えた場合又は電話や情報通信機器を用いた診療のために患者に対し処方箋を即時に手交できず、その後対面による服薬指導を受ける場合、処方箋の備考欄に「0410対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付することが可能か。	（新設）
Ａ15　可能である。	
Ｑ16　（略）	Ｑ16　（略）
Ａ16　（略）	Ａ16　（略）
（削除）	Ｑ４～Ｑ８　（略）
	Ａ４～Ａ８　（略）